

平成24年度障害者週間実施要領

1 趣旨

障害者週間において、障害のある人についての県民の正しい理解と認識を深めつつ、障害のある人の福祉の推進を図るため、関係機関と協調して広範な啓発活動を行なう。

2 実施期間

平成24年12月3日（月）～9日（日）

3 実施主体

静岡県、市町、関係福祉団体

4 実施事業

この週間を中心に各種の啓発事業を行うほか、地域住民が障害のある人についての理解と認識を深め、障害のある人の福祉を増進するため、県、市町、関係福祉団体において次のような事業を実施する。

(1) 県の事業

県民を対象に、障害のある人に対する理解と認識を深める啓発事業を実施する（詳細は別紙のとおり）。

(2) 市町の事業

市町民を対象に、障害のある人に対する理解と認識を深めるために、各市町独自の啓発・広報活動を実施するとともに、関係福祉団体が地域において行う交流事業への支援・協力を行う。

(3) 関係福祉団体の事業

地域において障害のある人とない人との交流を深める事業を施設等において実施し、地域住民が障害のある人についての理解と認識を深めるように努める。

別紙

平成 24 年度障害者週間事業計画書

事業	期日	実施主体	事業の概要
街頭キャンペーン	12月3日(月) ～9日(日)前後	県、市町、関係 福祉団体等	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡市内(呉服町等)で実施(11月23日予定)・ 健康福祉センター単位(7個所)で実施
障害者芸術祭	11月23日(金) ～24日(土)	県	<ul style="list-style-type: none">・ 静岡市民ギャラリー(静岡市葵区)等で開催。・ 芸術作品展、舞台発表の開催等
立看板・看板、懸垂幕の掲出	12月3日(月) ～9日(日)前後	県、市町、関係 福祉団体等	掲出場所：県庁玄関前、総合庁舎他
ポスターの掲示		県、市町、関係 福祉団体等	内閣府が作成するポスターの配布、掲示